

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	食事サービス利用の決定	
根拠法及び条項	多治見市食事サービス事業実施要綱（平成 12 年 3 月 31 日告示第 46 号）第 5 条	
所 管 部 課 名	福祉部 高齢福祉課	
審 査 基 準	関係条項	なし
	基 準	○多治見市食事サービス事業実施要綱（平成 12 年 3 月 31 日告示第 46 号）第 5 条の規定のとおり 市長は、前条の申出に基づき、速やかに食事サービスの提供の可否を調査の上、必要と認めたときは食事サービス利用開始（変更）決定通知書（別記第 2 号様式）により当該申出者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 12 年 3 月 31 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	協議期間 7 日程度 処分期間 7 日程度
	設定等年月日	平成 12 年 3 月 31 日設定
備 考		